

(別記様式第1号)

計画策定年度	平成28年度
計画主体	青森県鱒ヶ沢町

平成29年3月31日作成

## 鱒ヶ沢町鳥獣被害防止計画

(連絡先)

担当部署名 青森県鱒ヶ沢町 農林水産課  
所在地 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209-2  
TEL 0173-72-2111  
FAX 0173-72-2374  
メールアドレス sangyou@town.ajigasawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・アライグマ・カラス・ツキノワグマ・カルガモ カワウ・ニホンジカ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	青森県鱒ヶ沢町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	果樹（リンゴ・サクランボ・ブドウ）	0.75 ha
	野菜（スイカ・メロン・トウモロコシ）	1,902 千円
アライグマ	野菜（スイカ・トウモロコシ）	0.05 ha 194 千円
カラス	果樹（リンゴ）	0.07 ha
	野菜（スイカ・メロン）	160 千円
ツキノワグマ	野菜（トウモロコシ）	0.05 ha
	果樹（リンゴ）	64 千円
カルガモ	水稲	— ha — 千円
カワウ	水産物（アユ）	— kg — 千円
ニホンジカ	—	— ha — 千円

※別紙1 鱒ヶ沢町過去3年間における鳥獣による農作物被害状況 参照

## (2) 被害の傾向

### [ニホンザル]

被害は町内全域におよぶ。3月頃からリンゴの芽の食害に始まり、5月以降は定植した農産物の被害が頻繁に発生する。7月以降は収穫期を迎える、スイカ、メロン、リンゴ、トウモロコシ、ジャガイモ等の食害が増加する。

近年は、市街地にも出没し、住民を困惑させている。

### [アライグマ]

6月から9月にかけてスイカ、7月から8月にかけてトウモロコシへの食害が発生する。被害はスイカ・トウモロコシの畑作地域が多い。

### [カラス]

6月頃から果実に掛けた袋の剥ぎ取りを始め、8月以降の果実の食害が多く発生する。また、7月から8月スイカ・メロンへの食害等も畑作地域で被害が多い。

### [ツキノワグマ]

被害は山間部が中心で、主に8月から9月のトウモロコシの収穫時期の食害と8月以降のリンゴ果実の食害等が発生する。

### [カルガモ]

田植え後の5月の苗の活着障害や抜き取りが発生し、水稻の生育に影響を与えている。被害は町内全域におよぶ。

### [カワウ]

6月から8月にかけてアユの捕食による漁業資源の減少が懸念されている。

### [ニホンジカ]

被害は発生していないが、平成27年度に町内で目撃され、近隣市町村でも多数の目撃が報告されていることから、今後、被害の発生・拡大が懸念されている。

## (3) 被害の軽減目標

### ニホンザル

指 標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
被害金額	1,902千円	1,300千円
被害面積	0.75ha	0.5ha

### アライグマ

指 標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
被害金額	194千円	136千円
被害面積	0.05ha	0.03ha

カラス

指 標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
被害金額	160千円	112千円
被害面積	0.07ha	0.04ha

ツキノワグマ

指 標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
被害金額	64千円	45千円
被害面積	0.05ha	0.03ha

カルガモ

指 標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
被害金額	－千円	－千円
被害面積	－ha	－ha

※被害額の把握が困難なことから設定せず

カワウ

指 標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
被害金額	－千円	－千円
被害面積	－ha	－ha

ニホンジカ

指 標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
被害金額	－千円	－千円
被害面積	－ha	－ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>ツキノワグマは被害を及ぼすおそれの強い場所に出没した場合には、ニホンザル、カラス、カルガモ、ニホンジカ、カワウについては、被害発生時に鳥獣被害対策実施隊員や猟友会に依頼し、銃器や箱わなによる有害捕獲を実施してきた。</p> <p>平成20年から箱わなを導入しており、現在28基の箱わなを設置している。</p> <p>実施隊員及び農業者が、駆逐用花火(町提供)による追い払いを実施している。</p> <p>平成22年にモンキードッグを育成し追い払い活動を実施している。</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊員である狩猟者の高齢化や減少が進んでおり、捕獲の担い手の育成が必要である。</p> <p>鳥獣は、市町村の境界を越えて被害を及ぼすので周辺の市町村と連携した対策を講ずる必要がある。</p> <p>モンキードッグのハンドラーが1人のため、ハンドラー育成の必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成28年度により鱒ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金を実施し、電気柵(500m整備)による防除活動を行った。</p>	<p>初年度だったため助成金を活用する人が少なかった。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>被害状況やサルの遊動域を把握したうえで、営農指導員及び専門家による被害防止対策技術講習会を開催し、地域住民の知識・意識の向上を図り、防止対策を講ずる。</p> <p>鱒ヶ沢町町内会連絡協議会によるサルの追い払い作業員の育成を実施するほか、モンキードッグを活用した追い払い活動と、農業者団体、集落代表者等の関係機関との連携を深め、生息調査を実施し、有害鳥獣の適正な追い払いや捕獲を実施して、地域ぐるみで被害の減少を図る。</p> <p>実施隊員には、各種研修を受講させるとともに、必用に応じて専門家を招聘し技術の向上を図る。また実施隊員は、研修等で得た知識技術等を住民に普及啓発活動を行う。</p> <p>また、被害農家の要望を把握し、防護柵等を設置する取組を進めていく。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

青森県猟友会鱒ヶ沢支部会員、鱒ヶ沢町農林水産課職員より鱒ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊員を指名又は任命し、迅速な対応にあたる。

なお、本実施隊員のうち青森県猟友会鱒ヶ沢支部より任命した隊員は、鳥獣被害防止特別措置法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。

その他、通常の有害鳥獣の捕獲については、青森県猟友会鱒ヶ沢支部に依頼する。

また、アライグマに関しては、鱒ヶ沢町アライグマ防除実施計画において、適切な知識及び技術を有していると認められる者を捕獲従事者として認定する。

ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
29年度 ～ 31年度	ニホンザル アライグマ カラス ツキノワグマ カルガモ カワウ ニホンジカ	農協職員や担い手農家に対して、猟友会等による研修会を開催し、若手狩猟者の育成を図る。 また、ニホンザル・アライグマ・ツキノワグマ捕獲用ワナを導入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲については、その年度ごとの被害状況に応じて適正に捕獲許可頭数を調整し、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。

##### ○ニホンザル

過去5年間に262頭捕獲してきたが、出没区域・食害等の報告数は減少していない。農地周辺に出没する群れやハナレザルを中心に捕獲を行い、着実、早期に被害が減少する効果的方法を実施する。

平成26年の生息調査により、21群380頭確認され、群れの頭数から年間に50～60頭の子サルが産まれると推測される。着実な加害個体の捕獲と生息数の適正化を目指すこととし、年間捕獲計画数は捕獲実績から100頭とする。

(捕獲実績 H23：44頭、H24：44頭、H25：28頭、H26：60頭、H27：86頭)

##### ○アライグマ

6月から9月にスイカの食害が発生している。他の農作物への被害も発生している。繁殖力が強く、広範囲に被害が発生する前に駆除する必要があるため、捕獲頭数は年間30頭とする。

(捕獲実績 H24：6頭、H25：11頭、H26：16頭、H27：19頭)

##### ○カラス

リンゴ・スイカ・メロン等の食害が増加し深刻な問題となっている。被害額は160千円と減少しているが、被害地域が広範囲に拡大している。引き続き、被害軽減を図るため捕獲頭数を前回計画同様の年間200羽とする。

(捕獲実績 H23：51羽、H24：67羽、H25：143羽、H26：107羽、H27：66羽)

##### ○ツキノワグマ

被害(食害)は横ばいであるが人里での目撃情報も多いため、出没区域を中心に捕獲する。

過去5年間に4頭捕獲してきたが、出没、目撃情報が頻繁に寄せられる状況は変わらないため、捕獲頭数を前回計画同様の年間5頭とする。

(捕獲実績 H23：0頭、H24：1頭、H25：1頭、H26：1頭、H27：1頭)

##### ○カルガモ

カルガモによる水稻の被害は5月頃から発生しているため、被害報告があった地域で田植え終了後から加害個体を確実に捕獲していくこととする。確実な被害軽減を図るために必要な最小数の捕獲を行う。

(捕獲実績 H23：0羽、H24：0羽、H25：0羽、H26：0羽、H27：0羽)

##### ○カワウ

水産物であるアユの食害が発生しており、今後さらに、被害の拡大が予想されるため、年間捕獲頭数を20羽とする。

##### ○ニホンジカ

被害の確認はされていないが、町内で目撃が確認されていることや、繁殖力が強く、被害が広がる前に駆除する必要があるため、捕獲頭数は必要最小数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
カラス	200羽	200羽	200羽
ツキノワグマ	5頭	5頭	5頭
カルガモ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カワウ	20羽	20羽	20羽
ニホンジカ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣は、農作業が始まる3月から12月にかけて頻繁に出没しており、町内全域で目撃されている。</p> <p>そのため、捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「鱒ヶ沢町アライグマ防除実施計画」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鱒ヶ沢町	無し（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
ニホンザル アライグマ ツキノワグマ ニホンジカ	2,000m	2,000m	2,000m
<p>設置希望者を募集し、鱒ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金要綱に基づき、助成金を交付する。</p>			



(2) その他被害防止に関する取組

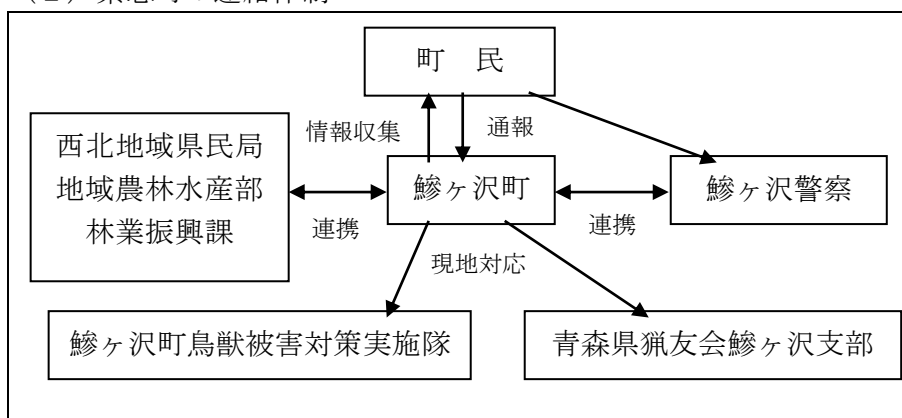
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
29年度 ～ 31年度	ニホンザル アライグマ カラス ツキノワグマ カルガモ カワウ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会や農林業団体及び猟友会が連携して一斉追い払い活動を実施するなど、追い払い体制を構築する。</li> <li>被害防止のための集落環境づくりを推進するため、広報紙や勉強会などによる地域住民への啓発活動や放任果樹等の除去等の生息環境の管理を行う。</li> <li>新しい被害防止技術などの検討を行う。</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鱒ヶ沢町	防災無線等を利用し、町民へ周知するとともに、県及び警察、猟友会と連携した対応を図る
鱒ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊	町と連携した対応を図る
西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課	町と連携した対応を図る
青森県猟友会鱒ヶ沢支部	町と連携した対応を図る
鱒ヶ沢警察署	町と連携した対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	鱈ヶ沢町鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役	割
鱈ヶ沢町 農林水産課	事務局担当と協議会に関する連絡調整及び被害防止対策指導等の啓発活動	
つがるにしきた農協 つがる白神支店	農業者からの被害情報収集、対策情報提供、営農指導	
つがる森林組合	林業者からの被害情報収集、対策情報提供	
青森県猟友会鱈ヶ沢支部	有害鳥獣の捕獲の実践等	
鱈ヶ沢町町内会連絡協議会	地域住民の協力体制の構築	
青森県西北地域県民局 地域農林水産部農業普及振興室	オブザーバーとして本協議会への指導・助言等 鳥獣被害を受けにくい農作物の作付け等の技術指導	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役	割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の規模・構成及び実施する被害防止対策については、鱈ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊体制図（別紙3）のとおり

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関すること

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「鱈ヶ沢町アライグマ防除実施計画」に基づき、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、利用に適さない又は捕獲数が少なく食品等としての利用促進が困難であることから、上記7のとおり適正に処理する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、近隣する市町村連携を図っていく。

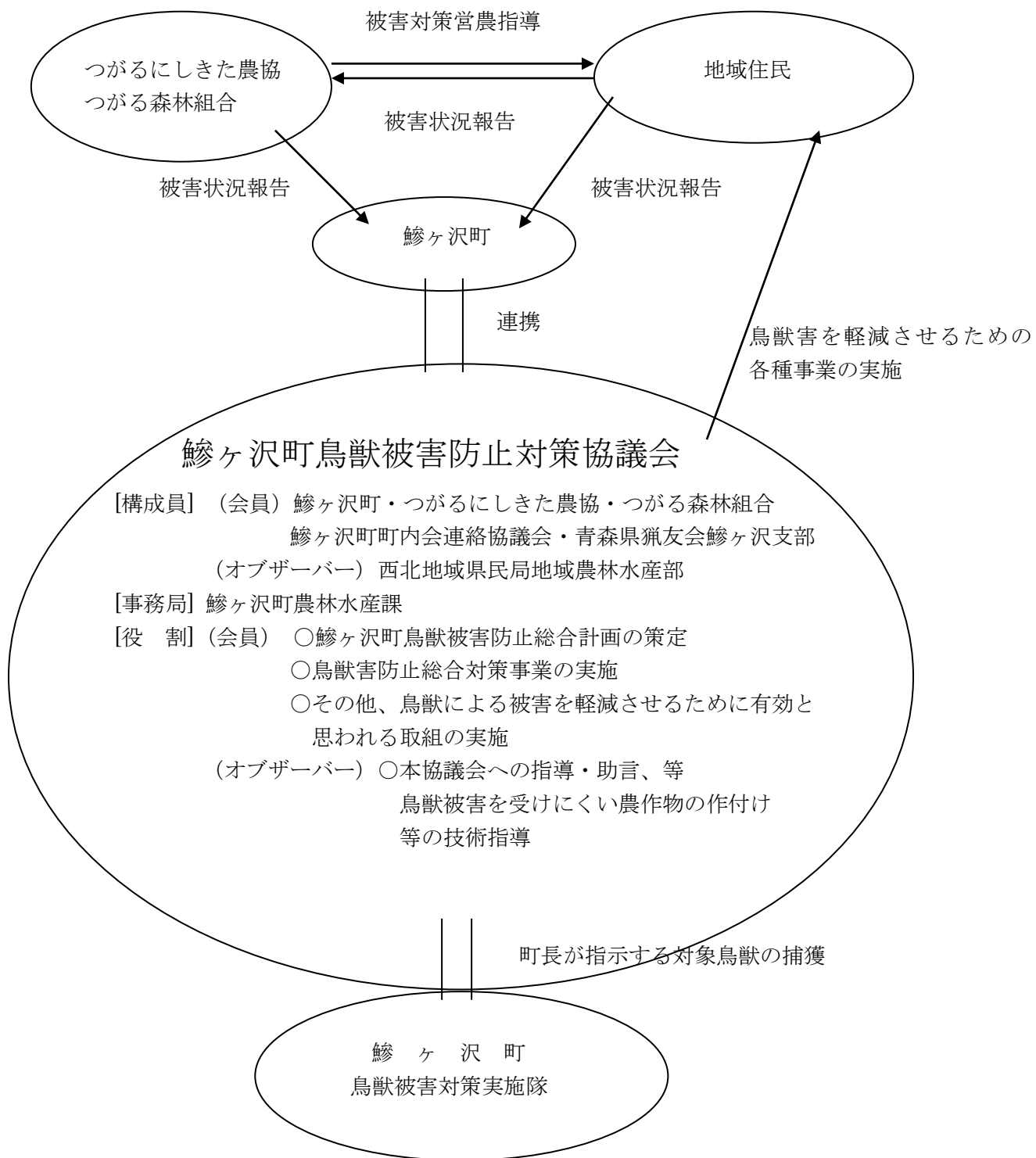
## 別紙 1

## 鱒ヶ沢町過去3年間における鳥獣による農作物被害状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		計	
	面積 (h a)	金額 (千円)	面積 (h a)	金額 (千円)	面積 (h a)	金額 (千円)	面積 (h a)	金額 (千円)
サル	1.0	3,106	0.51	961	0.75	1,902	2.26	5,969
クマ	0.1	109	0.05	52	0.05	64	0.2	225
カラス	0.15	502	0.06	220	0.07	160	0.27	882
カルガモ	-	-	-	-	-	-	-	-
アライグマ	0.08	207	0.03	92	0.05	194	0.16	493
ニホンジカ	-	-	-	-	-	-	-	-
カワウ	-	-	-	-	-	-	-	-

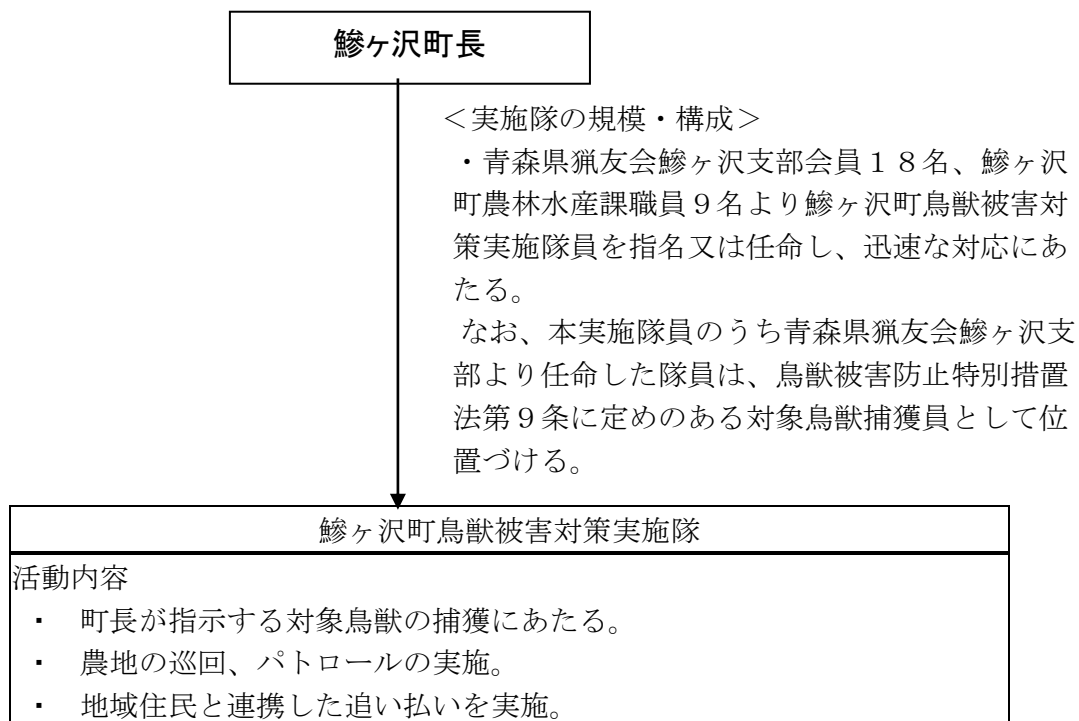
被害面積及び金額については、被害農家から報告されたものを集計しているため、報告のない数値は計上されていない。

被害防止対策の実施体制図



別紙 3

鱒ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊体制図



隊員数は、平成 29 年 3 月 1 日現在